

第7回 西宮市子ども・子育て会議 確認部会

【資料集】

資料1

資料2

資料集 目次

資料 1	令和 3 年 4 月保育所等入所申込の状況について	・・・ 1
資料 2	教育・保育施設及び地域型保育事業の確認について	・・・ 2

報告 1 令和 3 年 4 月保育所等入所申込の状況について

1. 入所申込から選考結果発表までの流れ（令和 2 年度実績）

	1次申込	2次申込	最終申込
10月	10/30 申込締切り（1次）		
11月	11/9 集計結果の公表 11/20 希望先の追加・変更 の締切り		
12月		12/28 申込締切り（2次）	
1月	1/22 結果発表 ※利用保留者は2次選考へ		1/29 申込締切り（最終）
2月		2/1 希望先の追加・変更 の締切り 2/26 結果発表 ※利用保留者は最終選考へ	
3月			3/8 希望先の追加・変更 の締切り 3/19 結果発表

2. 申込状況

（単位：人）

		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
令和2年4月	1次	689	1,123	375	502	112	39	2,840
	2次	51	46	41	10	10	10	168
合計		740	1,169	416	512	122	49	3,008
令和3年4月	1次	715	1,222	420	470	153	63	3,043
	2次	64	66	34	19	13	14	210
合計		779	1,288	454	489	166	77	3,253
R3-R2		39	119	38	△23	44	28	245

議事 1 教育・保育施設及び地域型保育事業の確認について

1. 「確認」と確認部会

子ども・子育て支援新制度では、幼稚園、保育所といった施設の区分に応じて、学校教育法や児童福祉法など法律の規定による認可を受けるだけでなく、子ども・子育て支援法の規定による確認を受けることにより、施設型給付費等が支給されることになる。

市は施設・事業者からの申請に基づき、利用定員を定め、施設型給付費等の対象となることを確認する。

利用定員の設定にあたっては、あらかじめ子ども・子育て会議の意見を聴かなければならないとされている。
⇒本市では確認部会で意見聴取

(確認部会での意見聴取事項)

- ① 新たに整備・認可した教育・保育施設（認定こども園、幼稚園、保育所）、または地域型保育事業（家庭的保育事業、小規模保育事業など）の利用定員について
- ② 既存の幼稚園が、新制度に移行する際に設定する利用定員について

(参考 1 : 地域型保育事業所に対する「確認」の効力について)

第 10 次地方分権一括法（令和 2 年 9 月 10 日施行）による子ども・子育て支援法の改正に伴い、地域型保育事業の「確認」に関する取扱いが、以下のとおり変更となった。

(確認の実施主体と効力)

時期・施設	教育・保育施設	地域型保育事業
これまで	主体：所在する市町村 効力：全国に及ぶ	主体：所在する市町村 効力：確認した市町村のみ ※ 市民が他市の施設を利用する際は、各市町村が確認する必要がある。
改正後	主体：所在する市町村 効力：全国に及ぶ	主体：所在する市町村 効力：全国に及ぶ

よって、他市で確認を受けている地域型保育事業を本市の市民が利用する際に設定する利用定員については、教育・保育施設と同様に、確認が不要となった。

2. 認可と確認

教育・保育施設または地域型保育事業は、以下の基準を満たすことが求められている。

- ・学校教育法、児童福祉法等に基づく認可基準等
- ・子ども・子育て支援法に基づく運営に関する基準（運営基準）

【主な運営基準】

分類	主な事項
利用開始に伴う基準	○内容、手続きの説明・同意・契約 ○応諾義務（正当な理由のない提供拒否の禁止） ⋮
教育・保育の提供に伴う基準	○幼稚園教育要領、保育所保育指針等に則った教育・保育の提供 ○子供の心身の状況の把握 ⋮
管理・運営等に関する基準	○施設の目的、運営方針などの重要事項を定めた運営規程の策定 ○秘密保持、個人情報保護 ⋮

（参考2：認可（認定）主体と確認主体）

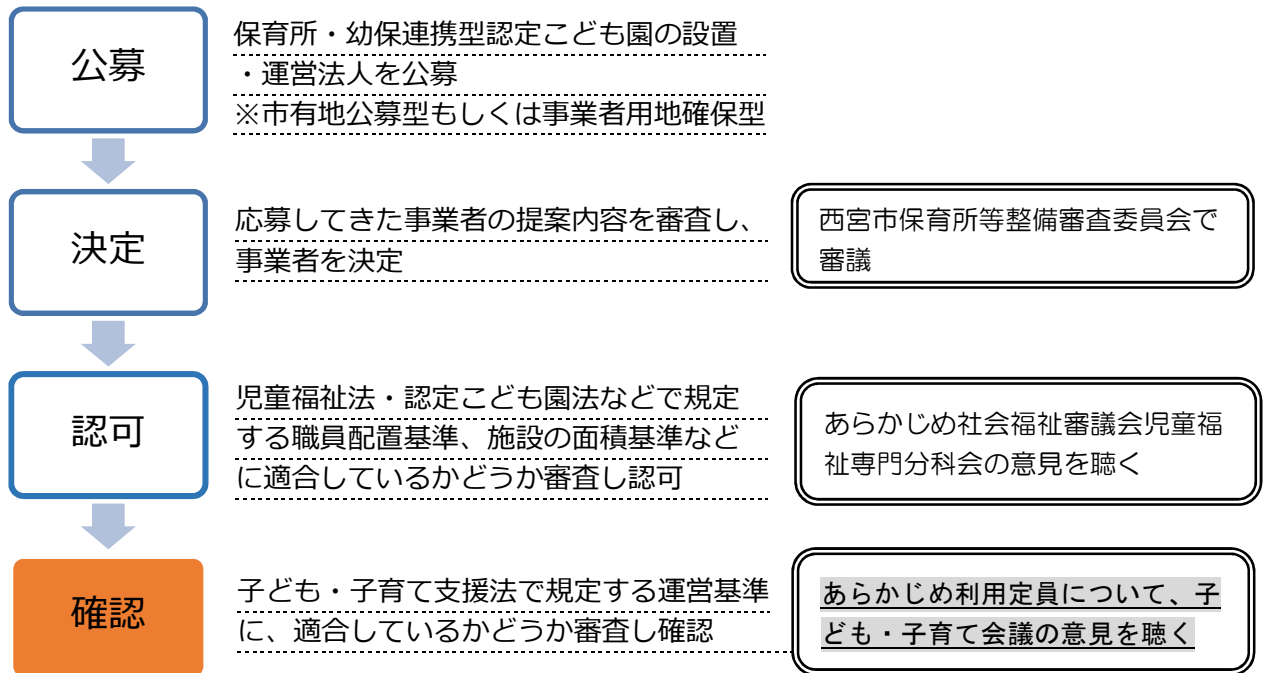
施設・事業			認可（認定）		確認	
			根拠法	主体	根拠法	主体
教育・保育施設	認定 こども園	幼保連携型	認定こども園法	認可（西宮市）	子ども・子育て支援法	西宮市
		幼稚園型	認定こども園法	認定（西宮市）		
		保育所型	学校教育法			
		地方裁量型	児童福祉法			
	幼稚園	学校教育法	兵庫県			
保育所						
地域型保育事業	小規模保育事業	児童福祉法	西宮市			
	家庭的保育事業					
	事業所内保育事業					
	居宅訪問型保育事業					

※幼保連携型：学校及び児童福祉施設としての法的位置付けを持つ単一の施設として、認可を受けた施設

※幼稚園型、保育所型：既存の幼稚園、保育所としての認可を受け、認定こども園として必要な機能を有する施設として認定を受けた施設

※地方裁量型：幼稚園、保育所いずれの認可された施設がない地域にて、認定こども園として必要な機能を果たす教育・保育施設

(参考3：民間保育所・幼保連携型認定こども園を新設する場合の流れ)



3. 利用定員

教育・保育施設及び地域型保育事業は、認可定員と別に以下の条件に基づく、「利用定員」を定める必要がある。

①利用定員は、1～3号認定の区分ごとに定め、3号認定については、0歳児と1、2歳児に区分して定める。

認定区分	対象年齢	保育の必要性	利用可能な施設
1号認定	満3歳以上	なし	幼稚園、認定こども園（幼稚園として利用）
2号認定	満3歳以上	あり	保育所、認定こども園（保育所として利用）
3号認定	満3歳未満	あり	保育所、認定こども園（保育所として利用）、地域型保育事業

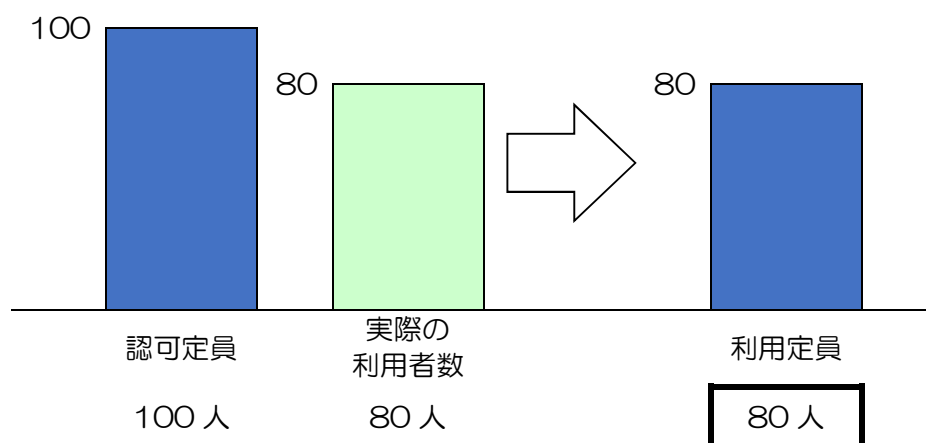
②原則として、利用定員は認可定員を超えない範囲で、利用状況を踏まえて設定する。

$$\text{利用定員} \leq \text{認可定員}$$

③実際の利用者数が恒常的に認可定員を下回る場合、実際の利用者数および今後の見込みなどを勘案して利用定員を設定する。

$$\text{利用者数} < \text{認可定員}$$

※認可定員を利用定員に合わせて減少させる必要はない。

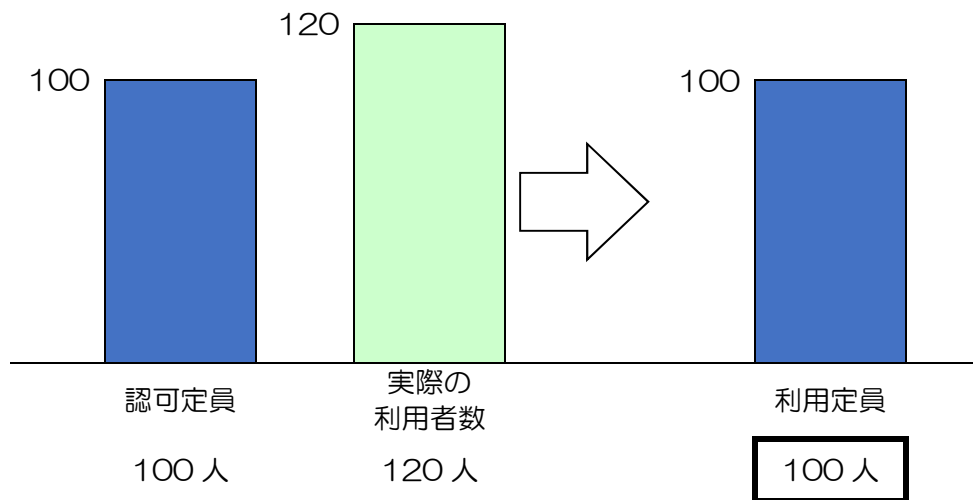


④実際の利用者数が認可定員を超える場合、認可定員の範囲内で利用定員を設定する。

利用者数 > 認可定員

ただし、実際の利用者数が認可定員及び利用定員を恒常的に上回っている場合、認可定員及び利用定員を適切に見直し、認可・確認の変更を行う必要がある。

また、「確認」した年度から起算して、連続する過去2年度間（2・3号認定は5年度間）、常に実際の利用者数が利用定員を超えており、かつ、各年度の年間平均利用率が120%以上の場合で、定員の見直しが行われないときは給付費が減算される。



4. 新たに利用定員を設定する施設

(1) 保育所

No.	名称	認可・認定 定員 (入所児童数 R2.4.1)	利用定員					備考
			3号		2号	1号	合計	
			0歳	1、2歳				
1	鈴ノ音つばさ保育園	90人 (-)	6人	24人	60人	-	90人	<ul style="list-style-type: none"> 所在地：松籟荘（甲東小校区） 運営主体：社会福祉法人 博光福祉会 認可基準上、最大受入人数 127人
2	西宮さんしょ保育園	60人 (-)	3人	12人	45人	-	60人	<ul style="list-style-type: none"> 所在地：産所町（浜脇小校区） 運営主体：社会福祉法人 西光寺和順会 認可基準上、最大受入人数 81人
計	-	-	9人	36人	105人	-	150人	

(2) 認定こども園

No.	名称	認可・認定 定員 (入所児童数 R2.4.1)	利用定員					備考
			3号		2号	1号	合計	
			0歳	1、2歳				
3	幼保連携型認定こども園 生瀬ぼぼこども園	87人 (-)	3人	18人	57人	9人	87人	<ul style="list-style-type: none"> 所在地：生瀬町2丁目（生瀬小校区） 運営主体：社会福祉法人 ほっとスマイル 認可基準上、最大受入人数 127人
4	幼保連携型認定こども園 夙川学院ソレイユ認定こども園	99人 (107人※)	3人	10人	28人	58人	99人	<ul style="list-style-type: none"> 幼稚園からの移行（移行前 260人定員）
5	幼保連携型認定こども園 高須の森	135人 (96人)	3人	27人	90人	15人	135人	<ul style="list-style-type: none"> 保育所からの移行（移行前 120人定員） 1号認定の利用定員を上乗せ
計	-	-	9人	55人	175人	82人	321人	

※ 幼稚園の入園児童数は、令和2年5月1日時点。

(3) 特区小規模保育事業

No.	名称	認可・認定 定員 (入所児童数 R2.4.1)	利用定員					備考
			3号		2号	1号	合計	
			0歳	1、2歳				
6	保育所かたつむりランド夙川園	19人 (-)	-	12人	7人	-	19人	<ul style="list-style-type: none"> 所在地：樋之池町（北夙川小校区） 運営主体：有限会社 兵庫トラベル 連携施設：西宮市立夙川幼稚園
7	みらいいろどり保育園	19人 (-)	-	12人	7人	-	19人	<ul style="list-style-type: none"> 所在地：老松町（北夙川小校区） 運営主体：一般社団法人 未来会 連携施設：西宮市立夙川幼稚園
8	みらいしゅくがわ保育園	19人 (-)	-	12人	7人	-	19人	<ul style="list-style-type: none"> 所在地：木津山町（夙川小校区） 運営主体：一般社団法人 未来会 連携施設：西宮市立夙川幼稚園
9	Baby-bee 苦楽園	19人 (-)	-	12人	7人	-	19人	<ul style="list-style-type: none"> 所在地：石叻町（北夙川小校区） 運営主体：株式会社 Baby-bee 連携施設：西宮市立越木岩幼稚園
10	にじの森保育園苦楽園口	19人 (-)	-	12人	7人	-	19人	<ul style="list-style-type: none"> 所在地：石叻町（北夙川小校区） 運営主体：株式会社 アピカル 連携施設：西宮市立越木岩幼稚園

(3) 特区小規模保育事業（続き）

No.	名称	認可・認定 定員 (入所児童数 R2.4.1)	利用定員					備考
			3号		2号	1号	合計	
			0歳	1、2歳				
11	みらいようせいのお家	19人 (-)	-	12人	7人	-	19人	<ul style="list-style-type: none"> 所在地：上之町（樋ノ口小校区） 運営主体：一般社団法人 未来会 連携施設：西宮市立高木幼稚園
12	MAMA&KIDS 大森園	19人 (-)	-	12人	7人	-	19人	<ul style="list-style-type: none"> 所在地：大森町（高木小校区） 運営主体：合同会社 MAMA&KIDS 連携施設：西宮市立高木幼稚園
13	げんき保育園門戸厄神園	19人 (-)	-	12人	7人	-	19人	<ul style="list-style-type: none"> 所在地：林田町（高木北小校区） 運営主体：株式会社 エアフォルク 連携施設：西宮市立高木幼稚園
計	-	-	-	96人	56人	-	152人	

(4) 幼稚園

No.	名称	認可・認定 定員 (入園児童数 R2.5.1)	利用定員					備考
			3号		2号	1号	合計	
			0歳	1、2歳				
14	甲子園二葉幼稚園	120人 (127人)	-	-	-	120人	120人	・従来制度の幼稚園から新制度幼稚園へ移行
15	仁川幼稚園	100人 (95人)	-	-	-	100人	100人	・従来制度の幼稚園から新制度幼稚園へ移行
16	広田幼稚園	210人 (251人)	-	-	-	210人	210人	・従来制度の幼稚園から新制度幼稚園へ移行
計	-	-	-	-	-	430人	430人	

(1) ~ (4) 計 (新たに利用定員を設定する施設の利用定員の合計)

			利用定員					備考
			3号		2号	1号	合計	
			0歳	1、2歳				
計	-	-	18人	187人	336人	512人	1,053人	

(5) 利用定員を変更する施設

No.	【種別】名称	認可・認定 定員 (入所児童数 R2.4.1)	利用定員（上段：変更前、下段：変更後）					備考
			3号		2号	1号	合計	
			0歳	1、2歳				
1	【保育所】 芦原むつみ保育所（公立）	160人	9人	40人	101人	-	150人	・2号、3号認定の受入枠拡大のため
		(149人)	12人	45人	103人	-	160人	
2	【保育所】 芦原保育所（公立）	65人	0人	25人	51人	-	76人	・閉園に向けた段階的な受入枠縮小のため
		(76人)	0人	15人	50人	-	65人	
3	【保育所】 夙川あすなろ保育園	100人	12人	28人	50人	-	90人	・2号認定の受入枠拡大のため
		(88人)	12人	28人	60人	-	100人	
4	【幼保連携型認定こども園】 甲子園子ども学舎	177人	9人	50人	80人	15人	154人	・2号認定の利用定員の見直しによる利用定員の減
		(128人)	9人	50人	69人	15人	143人	
5	【幼保連携型認定こども園】 段上保育園	137人	9人	36人	75人	3人	123人	・建替えに伴う2号、3号認定の受入枠拡大のため
		(109人)	12人	44人	78人	3人	137人	
6	【幼保連携型認定こども園】 ニコニコ桜保育園	96人	9人	30人	45人	6人	90人	・2号認定から1号認定の切替えに対応するための1号認定の利用定員の見直し
		(109人)	9人	30人	45人	12人	96人	
7	【幼保連携型認定こども園】 西宮YMCA保育園	67人	3人	18人	39人	3人	63人	・2号認定から1号認定の切替えに対応するための1号認定の利用定員の見直し
		(109人)	3人	18人	39人	7人	67人	
8	【幼保連携型認定こども園】 西宮つとがわYMCA保育園	69人	3人	18人	39人	3人	63人	・2号認定から1号認定の切替えに対応するための1号認定の利用定員の見直し
		(109人)	3人	18人	39人	9人	69人	
9	【幼稚園型認定こども園】 認定こども園 むこがわ幼稚園	190人	0人	16人	54人	120人	190人	・1号認定から2号認定の切替えに対応するための2号認定の利用定員の見直し
		(82人)	0人	16人	84人	90人	190人	
10	【小規模保育事業】 おおぞら園	19人	6人	13人	-	-	19人	・利用定員の見直しによる利用定員の減
		(9人)	2人	10人	-	-	12人	

No.	【種別】名称	認可・認定 定員 (入所児童数 R2.4.1)	利用定員（上段：変更前、下段：変更後）					備考
			3号		2号	1号	合計	
			0歳	1、2歳				
11	【小規模保育事業】 Baby-bee	19人	4人	14人	-	-	18人	・実利用人数に合わせた利用定員の変更のため
		(18人)	2人	17人	-	-	19人	
12	【事業所内保育事業】 ハンニシゆとり保育園	12人	3人	9人	-	-	12人	・従業員枠と地域枠の内訳変更 (0歳児：従業員枠 1→0、地域枠 2→3)
		(11人)	3人	9人	-	-	12人	
13	【幼稚園】 生瀬幼稚園（公立）	140人	-	-	-	105人	105人	・施設移転に伴う、1号認定の受入枠縮小のため
		(19人)	-	-	-	70人	70人	
計	-	-	0人	3人	33人	▲49人	▲13人	

(1) ~ (5) 総合計（新たに利用定員を設定する施設+利用定員を変更する施設の利用定員の合計）

			利用定員					備考
			3号		2号	1号	合計	
			0歳	1、2歳				
計	-	-	18人	190人	369人	463人	1,040人	

小学校区別利用保留児童数及び令和3年4月開設園の位置図

- ・各小学校区の数値は令和2年4月の利用保留児童数（網掛け=30人以上の校区）
- ・2、3号認定の定員が増加した施設のみを掲載（北部除く）
- ・「小：」は特区小規模保育事業

